

# 資料 1

## 「栗東市教育大綱」について

栗東市教育大綱については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に定められた、栗東市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として位置づけるものです。

本市においては、平成27年度～平成28年度として策定されましたが、その折には「栗東市教育振興基本計画」が策定済みであり設定年度が異なるため、「栗東市教育大綱」についても改めて策定する必要がありました。

こうした中、昨年度「第2期栗東市教育振興基本計画」が策定され、平成29年度から平成31年度と設定されました。

### 「栗東市教育大綱」と「栗東市教育振興基本計画」との法令上の位置付け等について

	栗東市教育大綱	栗東市教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3	教育基本法第17条第2項
策定義務	義務づけ	努力義務
策定者	地方公共団体の長	地方自治体
内 容	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標、根本的な方針	教育の振興のための施策に関する基本的な計画

## 「教育大綱」と「教育振興基本計画」との関係について

平成26年7月17日付け26文科初第490号 文部科学省初等中等教育局長通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」の「第三 大綱の策定について 2 留意事項 (3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係」において

### 【抜粋】

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。
- ② 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

とされています。

### 「栗東市教育大綱の位置付け」

栗東市長が新たに策定する「栗東市教育大綱」については、その目標、施策の根本となる方針の部分において昨年度策定された「第2期栗東市教育振興基本計画」と合致するものと考えられることから、上記通知に照らして「第2期栗東市教育振興基本計画」を「栗東市教育大綱」に代えるものと判断します。(このため大綱期間についても、平成29年度～平成31年度とします。)